

総行行第272号
令和元年12月4日

各都道府県
行政書士関係担当部（局）長 殿

総務省自治行政局行政課長
（ 公 印 省 略 ）

行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第61号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、令和元年12月4日に公布されました。

改正法は、法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記、社員が一人の行政書士法人の設立等の許容、行政書士会による注意勧告に関する規定の新設等を内容とするものです（別紙参照）。

なお、改正法の提案者は、改正法の趣旨について、「行政書士は依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を業務として行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便の向上に資してまいりました。今日、行政書士の業務が多様化する中であって、一層国民のニーズを的確に把握し、国民の権利利益の実現に資することが求められております。このため、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対する、より質の高いサービスの提供を実現する見地から、本起草案を得た」とものと説明しています。

改正法は、令和3年6月4日から施行することとされておりますが、施行にあたって遺漏のないよう、ご配慮くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

行政書士法の一部を改正する法律概要

1 改正の概要

(1) 目的の改正

法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記することとした。(第一条関係)

(2) 社員が一人の行政書士法人の設立等の許容

(一) 行政書士法人を社員一人で設立することができることとした。

(第一三条の三及び第一三条の八第一項関係)

(二) 行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加することとした。(新第一三条の一九第一項第七号関係)

(三) 社員が一人になったことを行政書士法人の解散事由とする規定を削ることとした。(第一三条の一九第二項関係)

(四) 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができることとした。(新第一三条の一九の二関係)

(3) 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。(新第一七条の二関係)

2 その他

この法律は、公布の日から起算して1年6月を経過した日から施行すること。